モデッカ　金銭消費貸借契約条項

申込者（以下、「私」という。）は、以下の金銭消費貸借契約条項を承認のうえ、融資申込書に基づきモデルクレジット株式会社（以下、「貴社」という。）に金銭の借入れを申込みます。

第１条(契約の成立時点)

私と貴社との間の金銭消費貸借契約（以下、「契約」という。）は、貴社が承諾し、契約に基づく融資金を次のいずれかの方法により私に実行又は、交付したとき（以下、「融資実行日」という。）をもって成立するものとします。

(1)私の指定した金融機関の預金口座又は、融資金支払に関する念書で指定した金融機関の預金口座に振込みを行ったとき。

(2)私は、貴社の審査により融資金額、返済方法等の契約内容が変更されたとしても異議ありません。

第２条(融資金の返済方法)

１.融資金の返済方法は、次のとおりとします。

支払月の２７日(金融機関が休業日のときは翌営業日、(以下、「約定返済日」という。))に私の指定する金融機関の預金口座より口座振替にて支払うものとします。

２.万一約定返済日に支払いを遅滞した場合、私は返済相当額と本条項第８条による遅延損害金を貴社の指定する預金口座へ振込返済するものとします。これに要する費用は私の負担とします。

第３条(返済方式、利率及び利息の計算方法)

１.返済方式は元利均等方式とし、各月の返済額(元金充当額＋利息)は元利均等返済額算定公式により算定します。

【元利均等返済額算定公式】

$$\text{各月の返済額} = \text{融資金額} \times \frac{(\text{実質年率} \div 12) \times (1 + \text{実質年率} \div 12(\text{返済回数乗}))}{(1 + \text{実質年率} \div 12(\text{返済回数乗})) - 1}$$

※融資利率(実質年率)＝融資申込書に記載の料率

２.初回返済日は、融資実行日の翌月２７日とします。

３.毎月の返済額は、元利均等返済額算定公式で算定した月々の返済額となります。但し、最終返済額は利息計算の端数処理のため、毎月の返済額と異なる場合があります。

４.初回の融資利息は、融資実行日から翌月支払日までの日数(経過日数)の利息を支払うものとし、融資実行額×実質年率×経過日数÷365 日(閏年の場合は 366 日)で算定します。

５.２回目以降の融資利息は、支払月前月の支払日の翌日から支払日までの日数(経過日数)の利息を支払うものとし、前回返済時の元金残高×実質年率×経過日数÷365 日(閏年の場合は 366 日)で算定します。

６.ボーナスの返済利息額は、増額返済の部分の元金残高×実質年率×経過日数÷365 日(閏年の場合は 366 日)で計算します。増額月に、増額返済額を毎月の返済額に加えた額を支払うものとします。

第４条(書面の交付)

本契約に基づく弁済の際は、返済者は、その取引内容の必要事項(受領日・受領金額・利息等)が記載された受取証書の交付を受けるものとします。但し、返済方法が振込又は口座振替による場合、私は銀行が発行する振込明細、口座振替の場合は、その通帳の記帳をもって弁済確認とします。

第５条(返済期日前の返済)

１.私は、事前に繰上返済をする範囲、返済方法及び支払日を貴社に連絡をし、貴社の承認を得て、貴社指定口座へ振込等による入金方法で全額を繰上返済できるものとします。繰上返済に係る振込手数料は私の負担とします。

２.貴社に対する返済が次のいずれかに該当するときには、私へ通知することなく、貴社が当該返済を貴社所定の期日における返済とみなし、貴社所定の順序及び方法により、貴社に対するいずれの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又は口座振込、郵便為替による返金等をしても、私は異議がないものとします。

(1)貴社に対する事前の連絡又は貴社の承認なく、貴社指定の金融機関の預金口座に一定金額が振り込まれたとき。

(2)貴社に対する事前の連絡又は貴社の承認を得た場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済日と異なる日に行われたとき。
(3)貴社に対する事前の連絡又は貴社の承認を得た場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
(4)貴社に対する事前の連絡又は貴社の承認を得た場合であっても、事前の連絡の際に私の指定に従い貴社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

第６条(届出事項の変更)

1.私は、貴社に届出た住所、氏名、勤務先(連絡先)、支払口座等について変更があった場合には、貴社所定の届出書又は貴社の認める方法により、遅滞なく貴社へ通知するものとします。
2.前項の変更の届出を怠った場合、貴社からの通知又は送付書類等が延着又は不到着となっても、貴社が通常到達すべきときに到着したものとみなすことに私は異議がないものとします。但し、前項の変更の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があり、私がこれを証明したときはこの限りでないものとします。
3.貴社が私に発送した通知又は送付書類等が、私が不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、私に到着したものとみなします。但し、私にやむを得ない事情があり、私がこれを証明したときはこの限りでないものとします。
4.私は、住所の変更により融資申込書記載の返済方法による履行が困難になるときは、貴社の指定する他の返済方法に変更することに異議ないものとします。

第７条(期限の利益喪失)

1.私が、返済金の返済を１回でも延滞したときは、未払債務全額について当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに返済するものとします。
2.私が次のいずれかに該当したときには、当然に期限の利益を失い貴社に対する一切の未払債務を直ちに返済するものとします。
(1)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。
(2)差押、仮差押、保全差押、仮処分(但し、信用に関係しないものを除く)の申立、又は滞納処分を受けたとき。
(3)破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
(4)債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が貴社に到着したとき。
(5)貴社に通知をしないで住所を変更し、貴社にとって所在が不明になったとき。
(6)私が行方不明になったことを貴社が知ったとき。
(7)私が死亡したことを貴社が知ったとき。
3.私が次のいずれかに該当したときは、貴社の請求により期限の利益を失い、貴社に対する一切の未払債務を直ちに返済するものとします。
(1)申込みに際して、虚偽の申告があったとき。
(2)破産、会社整理、特別清算、会社更生、民事再生の申立又は解散その他営業の廃止があったとき。
(3)本条項以外の貴社に対する金銭の支払債務を怠るなど、私の信用状態が著しく悪化したとき。
(4)その他本条項の義務に違反し、その違反が本条項の重大な違反となるとき。

第８条(遅延損害金)

1.私が約定返済日に返済金の返済を延帯したときは、延滞した元金に対し支払い期日の翌日から、また前条により期限の利益を喪失した場合は残債務全額に対して、期限の利益の喪失日から完済の日まで、年 20.00%の遅延損害金を貴社に支払うものとします。
2.遅延損害金の計算方法は、以下の通りとします。
遅延損害金 ＝ 支払うべき元金 × 20.00%(年率)× 遅延経過日数 ÷ 365 日(※)
(※閏年については１年を 366 日で日割計算)

第９条(費用の負担)

1.本契約又は本条項に基づく費用、手数料に関して課される消費税その他の公租公課は、私の負担とします。
2.本条項第１条第２項の貴社が私の指定した金融機関の預金口座への振込にて融資実行を行う場合の当該金融

機関所定の振込手数料は貴社の負担とします。

３.私は、債務弁済に要する費用、貴社の債権保全のために要する費用及び貴社からの返金に要する費用を負担するものとします。

４.私は、貴社からの各証明書の交付を受けるときは、貴社所定の手数料を支払うものとします。

第１０条(債権譲渡)

貴社は、本契約に基づく私に対する債権の全部又は一部を、第三者に譲渡等することができるものとします。

第１１条(住民票取得の同意)

私は、本申込みに係る審査のため、途上管理に係る審査のためもしくは債権管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私の住民票等を貴社が取得し利用することに同意するものとします。

第１２条(提出書類)

私は、貴社から源泉徴収票等の収入、又は収益その他資力を明らかにする書面（以下、「収入証明書」という。）の提供を求められることに関して、あらかじめ以下の内容について承諾するものとします。

(1)私は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。

(2)提出された収入証明書の内容を貴社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。

(3)提出された収入証明書は私に返却できないこと。

(4)収入証明書の提出に協力していただけないとき、あるいは収入証明書の提出に協力していただけても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によっては、本申込みをお断りする場合があること。

第１３条(債権証書の返還)

貴社は、本契約完済後、債務の全部を弁済した者に対して、本契約書を遅滞なく郵送により返却するものとします。但し、私が本条項第６条により住所等の変更を怠った為、不到着となり差し戻された場合は、貴社の責任において破棄されても異議ありません。

第１４条(貸付の契約に係る勧誘)

私は、貴社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に係る勧誘を行うことにあらかじめ承諾するものとします。但し、私は、貴社に申し出ることにより貸付の契約に係る勧誘を拒否できるものとします。

第１５条(貸付に係る宣伝物等のご案内停止の申出)

貴社は、私から貸付の契約に係る勧誘の宣伝物、印刷物等のご案内について停止の申出があった場合、私の希望する期間(希望する期間が確認できない場合は、少なくとも 3 か月間)、宣伝物、印刷物等のご案内を停止する措置をとるものとします。

第１６条(取引時確認)

１.貴社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認(本人特定事項(氏名・住居・生年月日)、取引目的及び職業等の確認)の手続きが、貴社所定の期間内に完了しない場合、申込みを断ることがあるものとします。

２.私は、私が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する国家元首、重要な地位を占める者もしくはこれらの者であった者又はその者の家族に該当する場合又は該当することとなった場合は、貴社所定の方法により遅滞なく貴社に届け出るものとします。

第１７条(準拠法)

本契約に係る準拠法は日本国法とします。

第１８条(合意管轄裁判所)

私は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、貴社の本社の所在を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第１９条(反社会的勢力の排除)

１.私は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)

(2)暴力団員(暴力団の構成員)、及び暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者。

(3)暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行

為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するもの）

(4)暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)

(5)総会屋(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

(6)社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)

(7)特殊知能暴力団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)

(8)その他上記(1)～(7)に準ずるもの。

2.私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3.私が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、貴社は、私に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、私は、これに応じるものとします。

4.私が、第１項もしくは第２項のいずれかに該当した場合、第１項もしくは第２項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は(3)の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合には、私は、貴社の通知又は請求により期限の利益を失うとともに契約を喪失、解除し、貴社に対する一切の未払債務を直ちに返済するものとします。

5.前項の規定の適用により、貴社に損失、損害又は費用（以下「損害等」という。）が生じた場合には、私は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(3)の規定の適用により、私に損害等が生じた場合にも、私は、当該損害等について貴社に請求しないものとします。

6.本条第４項の規定に基づき契約を解除した場合でも、貴社に対する未払債務があるときには、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

個人情報の取り扱いに関する同意条項

第１条(個人情報の収集・保有・利用)

1.入会申込者（契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人、また法人等代表者及び個人事業主並びにカード使用者を含む。以下、これらを総称して「会員等」といいます。）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ。）を含むモデルクレジット株式会社（以下､「当社」といいます。）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じたうえで、収集・保有・利用することに同意するものとします。

(1)属性情報（申込書等に記入、又はお届けいただいた氏名（法人の場合は、代表者氏名)、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、ユーザーＩＤ、勤務先（お勤め先内容)、勤務先電話番号、家族構成、住居状況（変更状況を含む)、運転免許証等の記号番号等、世帯主(親権者)の氏名、住所、生年月日、連絡先等その他申込書等に記載された情報等）これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。

(2)契約情報(契約の種類、入会申込日、契約日、利用日、商品名及びその数量、利用可能枠、契約額、利用額、利率、利息、分割払手数料、支払・返済回数、毎月の支払・返済額、支払・返済方法、振替口座、クレジットカード券面に表記している項目、契約番号等の契約内容に関する情報等)

(3)取引情報（契約成立後の利用残高、返済状況、取引履歴等の客観的取引事実に基づく情報等）

(4)適法かつ適切な方法により取得した個人関連情報(Cookie 等の端末識別子を通じて収集されたウェブサイ

トの閲覧履歴、特定の個人を識別できないメールアドレスに結び付いた年齢・性別・家族構成等、商品購買履歴、サービス利用履歴、OS の種類・言語、IP アドレス、端末識別番号、位置情報、興味・関心を示す情報)

(5)支払能力判断のための情報(お客さまから申告された資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の支払・返済状況等)

(6)本人確認のための情報(お客さまから提出していただいた運転免許証、運転履歴証明書、パスポート、住民票の写し、特別永住者証明書、在留カードその他公的機関が発行する書類に記載された事項等犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類)

(7)映像情報(個人の肖像映像を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの※防犯カメラ映像等)

(8)公開情報(官報、電話帳、住宅地図等の世間一般に公開されている情報)

(9)お客様又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した情報(住民票、不動産登記簿謄本等)

2.会員等は、当社が本契約に関する与信業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本条第1項により収集した個人情報を当該提携先に提供し当該提携先企業が利用することに同意するものとします。

3.会員等は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本条第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意するものとします。

第2条(個人情報の利用)

1.会員等は、当社が下記の目的のために本同意条項第1条第1項(1)～(9)の個人情報を利用することに同意するものとします。

(1)当社のクレジットカード業務、ショッピングクレジット業務、ローンカード・融資等の金銭貸付業務、カーリース業務、損害保険代理店業務、生命保険代理店業務、家賃債務保証業務等、当社の各種業務におけるサービスの提供

(2)当社のクレジットカード業務、ショッピングクレジット業務、ローンカード・融資等の金銭貸付業務、カーリース業務、損害保険代理店業務、生命保険代理店業務、家賃債務保証業務等、当社の各種業務における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

(3)当社のクレジットカード業務、ショッピングクレジット業務、ローンカード・融資等の金銭貸付業務、カーリース業務、損害保険代理店業務、生命保険代理店業務、家賃債務保証業務等、当社の各種業務における市場調査、商品開発

(4)当社のクレジットカード業務、ショッピングクレジット業務、ローンカード・融資等の金銭貸付業務、カーリース業務、損害保険代理店業務、生命保険代理店業務、家賃債務保証業務等、当社の各種業務における宣伝物・印刷物の送付等及び電話や電子メール・ＳＭＳ(ショートメッセージサービス)の送信等による各種連絡、営業案内又は、貸付の契約に関する勧誘や広告宣伝等

(5)取得したウェブサイトの閲覧履歴、商品購買履歴等、本同意条項第1条第1項(4)の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のため、あるいは(1)から(3)の営業活動を実施するための市場調査及び事前調査のため

(6)当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内

(7)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく義務の履行、提携契約の履行、受託業務の履行、訴訟への対応等

(8)刑事訴訟法に基づく捜査機関からの関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットのホームページへの常時掲載等）でお知らせします。　ホームページアドレス　https://www.modecca.co.jp

2.会員等は、当社が本契約にもとづく当社の業務を第三者に委託する場合には、個人情報の保護措置を講じたうえで、当該業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意します。

第3条(信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供)

1.信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

会員等は、下記の事項に同意します。

(1)当社は、会員等及び当該会員等の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員等及び当該会員等の配偶者に関する信用情報（３.(1)）に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。

(2)上記(1)の照会により、これら信用情報機関に会員等及び当該会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

２.信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員等は、下記の事項に同意します。

(1)当社は、会員等及び当該会員等の配偶者に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、３.に記載のとおり利用されます。

提供先 当社が提供する信用情報項目	株式会社シー・アイ・シー
本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報及び申込みの事実)	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 か月間
本契約に係る事実(本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中及び契約終了後 5 年以内
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中及び契約終了後 5 年間

(2)上記(1)により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー

①会員等及び当該会員等の配偶者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

②申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数、等)。

③支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。

３.信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による申込者及び当該申込者の配偶者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

(1)信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①上記２.①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

②信用情報機関が収集した①以外の情報

③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2)信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

(3)信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報((1)①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報((1)①)を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

４.当社が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関

(1)当社が加盟する信用情報機関の名称等

当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面(電磁的記録を含みます。)により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570－666－414　ホームページアドレス　https://www.cic.co.jp

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2)提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

①全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先：03－3214－5020　ホームページアドレス　https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※ 全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先：0570－055－955　ホームページアドレス https://www. jicc.co.jp/

※ 株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧下さい。

第４条(個人情報の提供･利用)

1.会員等は、当社が下記の場合に本同意条項第１条第１項(1)(2)の個人情報を、保護措置を講じたうえで提供し、当該提供先が利用することに同意するものとします。

(1)当社の加盟店又は取引店が、売買契約・役務提供契約等の履行による会員等に対するサービスの履行のために個人情報を利用する場合

(2)当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の提携会社等が下記の目的により個人情報を利用する場合

① 提携会社等における商品、役務等の市場調査、商品開発

② 提携会社等における宣伝物等、営業案内

③ 提携会社等における商品等に関する案内

(3)当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード（以下、「提携カード」といいます。）を申し込みの会員等の場合、下記の目的により個人情報を利用する場合

① 会員等に対し付与するポイントサービス

② その他の提携カードに付帯するサービス

③ その他当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲での利用

※ なお、上記の当社の具体的な提携会社等については、当社所定の方法(インターネットのホームページへの常時掲載等)によってお知らせしております

2.本条第１項(2)及び(3)の提携会社等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から５年間とします。なお、本条第１項(2)及び(3)の提携会社等における個人情報の利用期間については、各社にお問合せ下さい。

第５条(個人情報の開示・訂正・削除)

1.会員等は、当社及び本同意条項第３条で記載する指定信用情報機関並びに第４条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の提携会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(1)当社に開示を求める場合には、本同意条項第９条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法(インターネットのホームページへの常時掲載等)によってお知らせしております。

(2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、本同意条項第３条記載の指定信用情報機関に連絡して下さい。

(3)当社の提携会社等に対して開示を求める場合には、本同意条項第４条記載の当社の提携会社等に連絡して下さい。

2.万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社及び本同意条項第３条記載の指定信用情報機関並びに当社の提携会社等に対し、訂正・削除等の申立を、それぞれが定める手続き及び方法によって行うことができます。

第６条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員等が本契約の必要な記載事項(本契約書表面で会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第２条及び第４条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。また、それによる不利益が会員等に生じるおそれがある場合は、契約書に記載するものとします。なお、カード又はご利用代金明細書に同封される宣伝物、印刷物等の抜き取りはできません。

第７条(利用・提供中止の申出)

本同意条項第２条及び第４条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、本同意条項第６条同様、カード又はご利用代金明細書に同封される宣伝物、印刷物についてはこの限りではありません。

第８条(個人情報の取扱いに係る安全管理措置について)

当社は、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定し、個人データを適切に管理するにあたり、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、①組織的安全管理措置、②人的安全管理措置、③技術的安全管理措置、④物理的安全管理措置を講じています。なお、安全管理措置の詳細につきましては、当社所定の方法(インターネットのホームページへの常時掲載等)によってお知らせしております。

第９条(個人情報の取り扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社お客様相談室までお願いします。

〒830－8601　福岡県久留米市日吉町 24－2　TEL (0942) 33－4147

第１０条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、本同意条項第１条及び第３条第２項(1)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何に問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第１１条(条項の変更)

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

犯罪収益移転防止法に基づく本人確認の同意

会員等は、申込の際、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づき本人確認を求められることに関して、以下の内容に同意するものとします。

(1)会員等は運転免許証等の公的証明書(以下、「証明書」といいます。)又は、その写しの提示・提出を求められたときは、これに協力すること。

(2)当該証明書の内容を当社が確認し記録し、保管すること。

(3)当社と本人確認に関する契約を締結した当社の提携会社等に対して前項(2)の情報を本人確認のために提供する場合があること。

(4)当社は犯罪収益移転防止法に基づき、当社の提携会社等に対して本人確認業務を委託する場合があること。

(5)証明書の写しを提出された場合には、犯罪収益移転防止法で当該書類の保管が義務づけられているため会員等に返却できないこと。

(6)本人確認業務にご協力いただけないときは、入会をお断りする場合があります。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

会員等は、次の第１項の各号のいずれかに該当し、もしくは第２項の各号のいずれかに該当する行為をし、又は第１項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、金銭貸借契約条項第１９条第４項に基づき、当然に期限の利益を失い貴社に対する一切の未払債務を直ちに返済することに異議を申し立てないものとします。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい会員等の責任とすることに同意するものとします。

１.当社との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、

社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 ⑥その他前各号に準ずる者

２.会員等は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止の表明・確約に関する同意

１．会員等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定するもの。

(2)その他前号に準ずる者。

２．会員等は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為。

(2)その他前号に準ずる行為。

《 モデルクレジット株式会社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関 》

名　称：日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター

所在地：〒１０８－００７４　東京都港区高輪３－１９－１５

電話番号：０５７０－０５１－０５１

モデルクレジット株式会社

本　　社／〒830-8601　福岡県久留米市日吉町 24-2　　TEL (0942) 33-4147

お客様相談室／〒830-8601　福岡県久留米市日吉町 24-2　　TEL (0942) 33-4147

福岡県知事（３） 第０８６８８号　　日本貸金業協会会員 第００１６９２号